

第 19 期 定時株主総会招集ご通知

開催日時：2020 年 9 月 24 日木曜日 14:00 開始

開催場所：福岡県福岡市中央区天神一丁目 16 番 1 号 西鉄イン福岡 2 階 A ホール

株式会社アイキューブドシステムズ
証券コード：4495

目次

第 19 期定時株主総会招集ご通知	P 1
-------------------	-----

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

第 1 号議案	取締役 8 名選任の件	P 3
第 2 号議案	取締役及び監査役の報酬総額改定の件	P 8
第 3 号議案	当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	P 9

（会社法第 437 条に基づく提供書類）

事業報告

1. 会社の現況に関する事項	P 11
2. 株式の状況	P 17
3. 新株予約権等の状況	P 19
4. 会社役員の状況	P 24
5. 会計監査人の状況	P 27
6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	P 28
7. 会社の支配に関する基本方針	P 30
8. 剰余金の配当等の決定に関する方針	P 30

計算書類

貸借対照表	P 31
損益計算書	P 32
株主資本等変動計算書	P 33
個別注記表	P 34

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書	P 41
-------------	------

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書	P 43
-------	------

証券コード：4495
2020年9月9日

株主各位

福岡県福岡市中央区天神四丁目1番37号
株式会社アイキューブドシステムズ
代表取締役社長 CEO 佐々木 勉

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記により開催致しますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討のうえ、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送ください。

また、本株主総会は株主の皆様の安全を第一に考え、株主総会をライブ配信致します。別紙にて「株主総会のライブ配信に関するご案内」をお送りしますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|----|-------|--|
| 1. | 開催日時 | 2020年9月24日（木曜日）14：00 開始 |
| 2. | 開催場所 | 福岡県福岡市中央区天神一丁目16番1号
西鉄イン福岡 2階Aホール |
| 3. | 目的事項 | |
| | 報告事項 | 第19期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| | 決議事項 | |
| | 第1号議案 | 取締役8名選任の件（議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類の3ページから7ページをご参照ください。） |
| | 第2号議案 | 取締役及び監査役の報酬総額改定の件（議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類の8ページをご参照ください。） |
| | 第3号議案 | 当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件（議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類の9ページから10ページをご参照ください。） |

なお、参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を別途ご案内させていただきます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染防止への対応

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大が懸念されております。感染拡大防止のため、事前に委任状をご返送いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、ご自身の体調をご確認いただき、必ずマスクを着用のうえご来場ください。マスクを着用されていない場合は株主総会へのご出席をお断りする場合もございますことをご了承ください。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染予防及び拡大防止のため、当社役員及び運営スタッフはマスク着用で対応させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社アイキューブドシステムズ 代表取締役社長 CEO 佐々木 勉

2. 議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役 佐々木勉、大淵一正、有森正和、市川仁、林正寿、小玉博和、社外取締役 蓑宮武夫、内田裕子の8名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
ささき つとむ 佐々木 勉 (1973年 8月 4日) 再任	1996年 4月 株式会社システムライフ入社 2001年 1月 アイキューブドシステムズ個人創業 2001年 9月 有限会社アイキューブドシステムズ（現当社） 設立 代表就任 2003年 9月 当社 代表取締役社長 CEO（内部監査室担当） （現任） （現在に至る）	2,709,530 株
おおぶち かずまさ 大淵 一正 (1977年 2月 10日) 再任	1997年 4月 株式会社システムライフ入社 2002年 4月 当社 入社 2010年 7月 当社 取締役就任 2012年 6月 当社 取締役製品開発本部長就任 2015年 3月 当社 取締役 COMPASS ビジネス本部長部門担当役員就任 2018年 7月 当社 取締役情報システム戦略室長 CIO（情報シ ステム戦略室担当）就任（現任） （現在に至る）	48,000 株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
ありもり まさかず 有森 正和 (1956 年 11 月 17 日) 再任	1979 年 4 月 日興証券株式会社（現 SMBC 日興証券株式会社）入社 1980 年 11 月 日本合同ファイナンス株式会社（現株式会社ジャフコ）入社 2002 年 6 月 ゼロ株式会社（現スカイマーク株式会社）取締役（財務担当）就任 2004 年 11 月 スカイマーク株式会社 執行役員経理本部本部長就任 2005 年 6 月 同社 取締役就任 2010 年 9 月 同社 常務取締役就任 2015 年 1 月 同社 代表取締役社長就任 2015 年 12 月 エアアジア・ジャパン株式会社入社 副社長執行役員兼 CFO 就任 2018 年 3 月 同社 特別顧問 2018 年 4 月 当社 入社 取締役 CFO（管理担当）就任（現任） （現在に至る）	—
いちかわ ひとし 市川 仁 (1978 年 6 月 12 日) 再任	2003 年 4 月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社入社 2008 年 1 月 アップルジャパン株式会社（現 Apple Japan 合同会社）入社 2008 年 10 月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ入社 2011 年 3 月 当社 入社 2013 年 7 月 当社 製品開発運用本部長就任 2016 年 7 月 当社 執行役員製品開発運用本部長兼 CTO 就任 2018 年 9 月 当社 取締役製品開発運用本部長 CTO 就任（製品開発運用本部担当）（現任） （現在に至る）	2,460 株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
はやし まさかず 林 正寿 (1972 年 10 月 30 日) 再任	1996 年 4 月 ハマダ印刷機械株式会社入社 2000 年 12 月 サイボウズ株式会社 パートナー営業部長兼 営業副本部長就任 2014 年 11 月 当社 入社 営業本部副本部長就任 2015 年 1 月 当社 執行役員営業本部長就任 2018 年 9 月 当社 取締役営業本部長 CSO (営業本部担 当) 就任 (現任) (現在に至る)	2,460 株
こだま ひろかず 小玉 博和 (1970 年 10 月 24 日) 再任	1993 年 4 月 株式会社日本テレネット入社 1994 年 5 月 株式会社コンピュータウェーブ (現シネッ クスジャパン株式会社) 入社 1997 年 10 月 ターボリナックス株式会社入社 2001 年 4 月 株式会社 HDE (現 HENNGE 株式会社) 入社 2003 年 9 月 ターボリナックス株式会社入社 2007 年 9 月 株式会社メンバーズ入社 2008 年 3 月 インプロバイズ有限会社 事業開始 事業主 2012 年 4 月 当社 入社 営業本部 パートナーアライアン ス営業部課長就任 2013 年 11 月 当社 プロダクトマネジメント部長就任 2014 年 11 月 当社 プロダクトマーケティング本部品質管 理統括部長就任 2015 年 7 月 当社 マーケティング本部長就任 2016 年 7 月 当社 執行役員マーケティング本部長兼 CQO 就任 2018 年 9 月 当社 取締役カスタマーサクセス本部長 CQO (カスタマーサクセス本部担当) 就任 (現 任) (現在に至る)	2,460 株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
みのみや たけお 蓑宮 武夫 (1944 年 1 月 18 日) 再任 社外 独立	1962 年 4 月 2001 年 6 月 2006 年 2 月 2007 年 6 月 2008 年 4 月 2011 年 6 月 2012 年 12 月 2015 年 4 月 2015 年 12 月	ソニー株式会社 執行役員上席常務就任 ソニーイーエムシーエス株式会社（現ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社）副社長就任 有限会社みのさんファーム設立 代表取締役就任（現任） 株式会社タムラ製作所 社外取締役就任（現任） 株式会社 TNP パートナーズ取締役会長就任（現任） 株式会社シバソク 社外取締役就任（現任） ほうとくエネルギー株式会社 代表取締役社長就任（現任） 株式会社パロマ 社外取締役就任（現任） 当社 取締役就任（現任） （現在に至る）	114,710 株
うちだ ゆうこ 内田 裕子 (1968 年 10 月 29 日) 再任 社外 独立	1991 年 4 月 2000 年 1 月 2016 年 5 月 2017 年 9 月 2019 年 9 月	大和証券株式会社入社 有限会社ハーベイロード・ジャパン 取締役就任（現任） 金沢機工株式会社 社外取締役就任（現任） 工藤建設株式会社 社外取締役就任（現任） 当社 取締役就任（現任） （現在に至る）	—

- (注)
1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 取締役候補者佐々木勉氏は当社の経営を支配している者であります。
 3. 蓑宮武夫氏を社外取締役候補者とした理由は、ソニー株式会社で執行役員上席常務をはじめ、複数の上場企業の役員を歴任していることから、当社の経営体制の強化への助言を得ることを目的とし、社外取締役に選任しました。
 4. 内田裕子氏を社外取締役候補者とした理由は、これまでの経歴から多くの経営者とながらを持つとともに、ダイバーシティに関しても最先端の見識を保有しており、当社が推薦するダイバーシティへの寄与を主な役割として、社外取締役に選任しました。
 5. 蓑宮武夫氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年9か月であります。
 6. 内田裕子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
 7. 蓑宮武夫氏及び内田裕子氏は、株式会社東京証券取引所に基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
 8. 当社と蓑宮武夫氏及び内田裕子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、年間500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度としております。蓑宮武夫氏及び内田裕子氏が承認された場合は、両者との間で当該契約を継続する予定であります。
 9. 「所有する当社の株式数」については、2020年6月30日現在の所有株式数を記載しております。

第2号議案 取締役及び監査役の報酬総額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は2019年9月27日開催の第18期定時株主総会において取締役の報酬額を年額3億円以内（うち社外取締役360万円以内）、監査役の報酬額を年額1,120万円以内（うち社外監査役480万円以内）とご決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢や経営環境の変化及び諸般の事情を勘案のうえ、今回取締役の報酬額を年額3億円以内（うち社外取締役1,000万円以内）、監査役の報酬額を年額3,000万円以内（うち社外監査役1,500万円以内）と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

取締役及び監査役の個別報酬額の分配方法に関しましては、取締役会及び監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案で提案させていただく報酬の支給対象となる取締役の員数に変更はございません。また、現在の監査役は3名（うち社外監査役2名）ですが、本定時株主総会終了後も員数に変更はございません。

第3号議案 当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年9月27日開催の第18期定時株主総会において、年額3億円以内（うち社外取締役360万円以内）とご承認いただいておりますが、第2号議案「取締役及び監査役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の報酬等の額は年額3億円以内（うち社外取締役1,000万円以内）となります。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億円以内と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものと致します。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、引き続き取締役は8名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年1万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中継続して、上記（２）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

事 業 報 告

(2019 年 7 月 1 日から
2020 年 6 月 30 日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度の経済環境は、前半は米中貿易摩擦の長期化や消費増税の影響などがありながら、国内では緩やかな景気回復基調で推移しましたが、後半は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な感染拡大により、各国は感染拡大を断ち切るべく国を挙げて対策を実施しているものの、まだ収束には至っておらず、我が国においても 2020 年 4 月 7 日に日本政府による緊急事態宣言が発出され、移動の自粛要請に伴う企業活動の収縮など、経済に深刻な影響が発生しております。今後、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響は徐々に収束することが予想されますが、人々の生活が以前の状態に戻るまでには多くの月日を要することが見込まれており、いわゆる新しい生活様式を取り入れた生活に順応していくことが求められています。

このような市場環境の中、当社は 2010 年から提供を開始した、モバイル端末管理サービス「CLOMO MDM」及びモバイル端末向けアプリサービス「CLOMO SECURED APPs」を事業の主軸として、クラウドを利用した B to B の SaaS 事業をサブスクリプションの形で提供しております。当事業年度は、組織力や体制強化を目的として、ソフトウェアエンジニアや管理系の人材を中心に採用を積極的行ったほか、社内のソフトウェアエンジニアがより重要な機能開発等に注力できるよう、複数の外部企業に開発業務の一部であるソフトウェアの検証業務等の委託を進め、生産性の向上を図ってまいりました。

また、昨今の働き方改革や、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、企業におけるテレワークへの関心が高まっていることから、当社に対する問い合わせが増加しております。このような状況から、企業等でも、新しい生活様式に適合したインフラの構築や、働き方改革の動きが加速されると見込まれ、PC やスマートフォン等、モバイル端末の管理や活用を支援するという点で、CLOMO 事業が大きく貢献できると考えております。

当事業年度は、そのような需要に応えるべく、特に携帯電話販売会社との販売面での協力関係を強化し、その結果、導入社数は 2,526 社(前事業年度末比 31.6%増)に達しております。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大による当社事業及び経営成績への影響については、主に中華人民共和国におけるスマートフォンの生産が縮小したことと、携帯電話販売会社が対面営業を自粛したことにより、感染拡大以前に見込まれていた受注の一部が延期される等影響はありましたが、元に戻りつつあり、当事業年度の経営成績や、当社が目標とする経営指標（CLOMO の導入社数の増加、ライセンス継続率）への影響は極めて軽微でありました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高 1,641,309 千円(前期比 17.3%増)、営業利益 412,140 千円(同 64.3%増)、経常利益 401,960 千円(同 62.5%増)、当期純利益 318,042 千円(同 43.8%増)となりました。

なお、当社の事業はライセンス販売事業のみの単一事業であるため、セグメントごとの記載を省略しておりますが、サービス別の内訳は次のとおりであります。

CLOMO MDM	売上高	1,369,736 千円
SECURED APPs	売上高	224,889 千円
その他	売上高	46,684 千円

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は 134,360 千円で、その主な内容は、ソフトウェアの開発 120,311 千円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第 16 期 (2017 年 6 月期)	第 17 期 (2018 年 6 月期)	第 18 期 (2019 年 6 月期)	第 19 期 (当事業年度) (2020 年 6 月期)
売 上 高 (千円)	976,500	1,160,320	1,399,288	1,641,309
経 常 利 益 (千円)	76,920	116,055	247,415	401,960
当 期 純 利 益 (千円)	75,012	212,337	221,126	318,042
1 株当たり当期純利益 (円)	112.39	41.11	36.64	63.46
総 資 産 (千円)	729,135	1,120,013	1,083,121	1,336,489
純 資 産 (千円)	△452,039	165,350	386,476	704,518
1 株当たり純資産額 (円)	△4,611.32	△404.18	△365.79	140.58

(注) 当社は、2019 年 12 月 20 日付で普通株式 1 株につき 10 株の株式分割を行っております。第 17 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 売上の拡大について

当社が属する EMM (MDM) の市場は、スマートフォンのビジネス利用の増加により成長を遂げており、当社も導入社数・ライセンス数の増加により、収益基盤が拡大しております。一方で海外からの参入も含め、国内市場においては競合他社も増えてきています。これまでは、国内の大企業が主な取引先でしたが、今後は中小企業や公共法人・自治体・学校や、これまでとは違った業種・業態への展開により国内シェアを拡大し収益を確保すると共に、海外も視野に入れた積極的な事業展開を実施してまいります。

一方で、当社の技術開発力をベースにした高機能化・周辺機能の追加・複数種類の端末の管理機能拡充などにより、アップセルとクロスセルを高め、顧客単位の売上増加・コスト減少に取り組んでいく必要があると考えております。加えて顧客の信頼を厚くするためのサポート体制の充実(顧客定着・リピートオーダー・解約率の減少)、新規事業の展開が重要な経営課題と認識しております。

また、B to B のクラウドを利用した SaaS 事業でもあるため、顧客の予期せぬ急増や、一度に多量のライセンスを受注した場合においても、当社は新規で物理的なサーバー機器を調達、構築する必要がないことから円滑に対応でき、当社に大きな負担はありません。導入までのサポートを大きな負担無く短期間で済ませることで、成長の一層の加速に取り組んでまいります。

② 組織人員体制（開発体制）

エンドユーザーの増加、特に大企業の増加に比例して、その要望や品質に対する要求レベルは年々高くなっており、質・量ともに開発体制を改善していくことは、エンドユーザーのニーズに応えていく上で必要不可欠な課題と考えております。近年の IT エンジニアの採用環境については、売り手市場が継続しており厳しい状況となっております。このような状況への対応として、エンジニアが成長し充実した仕事・生活ができる実感をもてるような環境を作り、それを対外的にアピールする機会を増やすことで、エンジニアにとって魅力的な職場としての認知を広めていきたいと考えております。また、エンジニアの成長機会を増やすため、社内勉強会の開催や、オンライン上で開催される社外勉強会への登壇、国内外の企業やコミュニティが開催するエンジニア向け年次カンファレンスを中心に積極的に参加してまいります。

③ 研究開発

毎期、事業の発展充実のため、積極的に研究開発活動に取り組んでおり、ライセンス数やアップセル・クロスセルの増加、解約率の低減のためにエンドユーザーのニーズを具現化することを進めております。自社の業務プロセス改善や業務の迅速化・効率化を目的とした研究開発も進めており、自社利用でノウハウを蓄積し、新サービス提供へ繋げる想定です。さらに、テスト自動化などを研究開発の対象としております。

④ 品質保証体制の強化

当社のエンドユーザーに提供するサービスを構成するソフトウェアについては、様々な施策を実施してきた結果、エンドユーザー満足度の向上によるユーザーの定着（解約率の低下）が進んできております。この取り組みは常に改善し、継続していかなければならないため、そのための仕組みづくりが課題と認識しております。この方向性を継続し、ソフトウェアエンジニアリングにおける改善をさらに進めることが課題と認識しております。品質改善に対するブレを少なくするため、ソフトウェアエンジニアへの研修などにより定期的な知識共有を進めます。検証体制においては、可能な限り製品検証体制の自動化を進め、人が実施すべき重要な部分については、特に改善活動を行う時間を確保するとともに、品質の精度を高めます。また、検証時間の短縮により、リリースサイクルが短縮されることにもなります。当社はサービス品質向上のため、様々な改善活動に積極的に取り組むことを考えております。

⑤ カスタマーサポート体制の強化

当社では、これまでの問題解決型の「カスタマーサポート」から、エンドユーザーの成功体験を目的とした「カスタマーサクセス」を達成する活動にシフトすることが今後の課題と認識しております。これは、エンドユーザーの製品利用状況を精緻に把握し、適切な利用法を提案することでエンドユーザーによるモバイル端末導入の効果を高めてもらう新しい取り組みです。エンドユーザーの成功に寄り添うことで、製品に対する心理的なロイヤルティが向上し、製品の継続利用やライセンスの追加、関連製品の購入などに繋がります。

既存のエンドユーザーの解約を防止するとともに、ARPU（Average Revenue per User：1ユーザー当たり平均売上金額）を増加することで、LTV（Life Time Value：顧客生涯価値）をさらに向上すべく、本活動を強化してまいります。

⑥ 従業員の意欲、能力の向上

当社は、従業員の目標設定、評価方法を明確化し、従業員の評価の適正化を図るとともに、急速なIT技術の進歩やグローバル化にあわせて、この変革のスピードに対応できるような人材を育成していく体制を整えることも急務であると考えております。引き続きそれらを見据え、従業員一人一人の上昇志向と能力の向上を図ってまいります。

（5）主要な事業内容

当社は、iPad等のタブレットや、iPhone、Android等のスマートフォンなどのモバイル端末、パソコンなどを導入している法人向けに、これらモバイル端末等を管理するマネジメントサービス（管理、運用サービス）を、クラウドを介し、SaaS（Software as a Serviceの略称。ユーザー側のコンピューターにソフトウェアをインストールするのではなく、ネットワーク経由でソフトウェアを利用する形態のサービス）として提供しております。

当社の事業内容をサービス別に区分すると主軸であるCLOMOサービスとSECURED APPsサービスの2つとなります。詳細は次のとおりであります。

① CLOMOサービス

当社の「CLOMO」のサービスは、iOS向けMDMサービスとして開始された後、現在では「EMM」として、高度な管理機能を幅広くモバイル端末等に提供しております。具体的には、企業・学校法人等において使用する多数のiPad等のタブレットやiPhone、Android等のスマートフォンなどに対し、「状態の監視機能（モバイル端末の利用状況を遠隔でリアルタイムに把握する機能）」「利用ルールの適用機能（個別端末の機能を適切に設定・制限する機能）」「情報漏洩対策機能（盗難・紛失時に端末ロックやデータ消去を行う機能）」等の各機能を、当該法人が担当部署にて一元管理し運用するサービスを提供します。

当社が提供する機能のひとつに、「働き方改革」を支援するワーク・スマートという機能があります。これは、法人の管理者が設定した勤務時間内のみモバイル端末の使用を許可し、勤務時間外は使用を制限することで、法人の「働き方改革」を支援できる特徴があります。

「CLOMO」はApple Inc.の「Volume Purchase Program（注）1」や「Device Enrollment Program（注）2」に対応するなどiOSデバイスの管理、活用に強みを持っております。また、Androidデバイス向けでは、「Android Enterprise Recommended」の取得、Windowsデバイス向けでは、日本マイ

クロソフト株式会社との協業(重要投資パートナーとして、ハード面、ソフト面において、様々な支援を受けています。)など、様々な OS での管理・活用が可能となっております。

製品・サービス名	概要
1. CLOMO MDM	多種多様な大量のモバイル端末を、安全で効率的に運用できる管理機能を提供します。企業の管理者は iPad 等のタブレットや iPhone、Android 等のスマートフォンを導入する際の「状態の監視」「利用ルールの適用」「情報漏洩対策」を、モバイル端末・アプリケーション・情報コンテンツ、それぞれに対して簡単に行うことができる MDM サービスです。 CLOMO MDM は、iOS・Android・macOS・Windows の OS で動く端末に対応しております。
2. CLOMO MOBILE APP PORTAL	企業専用の様々な OS・様々なモバイル端末の統合的なアプリケーションポータルサイトを提供します。 CLOMO MDM とセットで利用し、「アプリの遠隔配信・削除」「企業内のアプリ管理」「アプリライセンスの配布・回収」など、企業の管理者が社員などの利用者に対して業務利用アプリ（例：ブラウザ、メール、スケジュール、アドレス帳、ファイル共有）を提供し効果的に管理するサービスです。
3. CLOMO オプション	モバイル端末の活用における様々な脅威を排除し、企業が求める高いセキュリティ要件にも応えてきた実績を持つハイエンドセキュリティオプションサービスです。大手情報セキュリティ会社との協業から生まれた、モバイルセキュリティを「CLOMO のオプション機能」として提供しています。 主な製品は下記のとおりです。 ・CLOMO MDM secured by Cybertrust（電子証明書） ・CLOMO MDM secured by OneBe（不正持ち出し対策） ・CLOMO MDM アンチウイルスオプション(ウイルス対策)

② SECURED APPs サービス

「CLOMO SECURED APPs」は、セキュリティとアプリケーションの使い勝手を両立させることで、モバイル端末の「活用」を支援する企業向けのモバイルアプリケーションです。

企業は、昨今の「働き方改革」において大きな課題の一つとなっている「テレワーク」への対応が求められています。また、いわゆる「シャドーIT（注）3」と呼ばれる、私物のモバイル端末の使用を許可していない状況で従業員が使用するケースが増加し、企業が十分に業務管理できない状態が問題となっております。

それらの問題を解決するため、テレワークにおいてのセキュリティ管理を目的として「CLOMO SECURED APPs」を提供しております。

「CLOMO SECURED APPs」はビジネスで利用する、ブラウザ・メール・スケジュール・アドレス帳・ファイル共有の5つのアプリケーションを提供しております。「CLOMO SECURED APPs」は、法人向けアプリケーションに求められるセキュリティに関する要件などを満たしたうえで、個人向けアプリケーションと近い使い勝手を両立させたサービスです。個人向けに提供されているアプリケーションに比べ、法人向けに提供されるアプリケーションは、主にセキュリティに関する特殊な要求があることから、一般的に使い勝手が個人向けのアプリケーションに対して劣ることが少なくなく、使い方の教育コストが必要であったり、使用者の生産性を下げる要因になり得ていますが、「CLOMO SECURED APPs」は、法人が求めるセキュリティ要件を満たしながら、使い勝手を両立させることができます。

製品・サービス名	概要
4. SECURED APPs	ビジネスで利用する、ブラウザ・メール・スケジュール・アドレス帳・ファイル共有の5つのアプリケーションを、安全性と利便性を両立させて利用できるようにしたサービスです。iOS、Androidに対応し、MDMとのセットでの活用は勿論、MDMの導入を強制できない個人持ち込みデバイスにも対応しているアプリケーションです。

- （注）1. Apple Inc. が提供する、App Store アプリの一括購入プログラムです。企業などの組織がアプリを一括購入して組織内のユーザーに簡単に配布でき、アプリの割り当て後も所有権は管理者が保持しているので、必要に応じて取り消しや再割り当てが可能となり、対象のデバイスが10台でも、1万台でも、iPhone、iPad、Mac、Apple TVの管理が容易にできるようになります。
2. Apple Inc. が提供する、新規に購入したモバイル端末をMDMサービスの管理下へ配置する作業を自動化するプログラムです。設定中のモバイル端末を監視するために、実際に管理者がモバイル端末に触れなくとも構成できるようになり、初期設定の手順が簡素化されます。
3. 企業が利用の実態を把握できないクラウドサービスやスマートフォンなどのタブレットを使って業務を行うことです。適切な管理・把握ができないため、情報漏洩等のリスクがあります。

(6) 主要な営業所 (2020 年 6 月 30 日現在)

本社 : 福岡本社 (福岡県福岡市中央区)
営業所 : 東京オフィス (東京都港区)
大阪オフィス (大阪府大阪市北区)

(注) 2020 年 3 月ライセンス販売事業の販路拡大のため大阪オフィスを大阪府大阪市北区に新設

(7) 使用人の状況 (2020 年 6 月 30 日現在)

使用人数 73 名 (2 名)
平均年齢 38.0 歳
平均勤続年数 4.6 年

事業所ごとの使用人の状況は以下のとおりです。

事業所	使用人数 (名)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)
福岡本社	59 (2)	37.0	4.5
東京オフィス	12	42.8	5.8
大阪オフィス	2	39.0	1.8
合計	73 (2)	38.0	4.6

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数(派遣社員及びアルバイト)は、年間平均雇用人員を()内に外数で記載しております。

2. 株式の状況 (2020 年 6 月 30 日現在)

(1) 発行可能株式総数

普通株式 20,000,000 株

(注) 1. 2019 年 12 月 11 日付で定款の変更を行い、A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式を廃止しております。
2. 2019 年 12 月 11 日付で定款変更が行われ、発行可能株式総数は、12,000,000 株から 10,000,000 株減少し、2,000,000 株となっております。また、2019 年 12 月 20 日付で定款変更が行われ、普通株式 1 株につき 10 株の割合の株式分割を行っていることに伴い、発行可能株式総数は、18,000,000 株増加し、20,000,000 株となっております。

(2) 発行済株式の総数

普通株式 5,011,350 株

(注) 1. 2019 年 12 月 2 日付で全ての A 種優先株主、B 種優先株主及び C 種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該 A 種優先株主、B 種優先株主及び C 種優先株主に A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式 1 株につき普通株式 1 株を交付しております。また、その後 2019 年 12 月 2 日付で当該 A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式を消却しております。
2. 2019 年 12 月 20 日付で普通株式 1 株につき 10 株の割合で株式分割を行っております。これにより株式数は、4,510,215 株増加し、発行済株式総数は、5,011,350 株となっております。

3. 2019 年 12 月 20 日付で単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株としております。
4. 2019 年 12 月 20 日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(3) 株主数 20 名

(4) 大株主（上位 10 名）

株 主 名	持株数	持株比率
佐々木 勉	2,709,530 株	54.07%
ジャフコ SV4 共有投資事業有限責任組合	866,670 株	17.29%
畑中 洋亮	511,530 株	10.21%
TNP 中小企業・ベンチャー企業成長応援投資事業有限責任組合	200,000 株	3.99%
NCB 九州活性化投資事業有限責任組合	200,000 株	3.99%
蓑宮 武夫	114,710 株	2.29%
平 強	100,000 株	2.00%
株式会社ジャフコ	66,670 株	1.33%
大野 尚	60,000 株	1.20%
ビッグ・フィールド・マネージメント株式会社	60,000 株	1.20%

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020 年 6 月 11 日及び 2020 年 6 月 25 日開催の取締役会において、以下のとおり新株式の発行について決議しております。

2020 年 7 月 14 日付で公募による新株式発行を実施しております。

募集株式の種類及び数 普通株式 150,000 株

2020 年 8 月 12 日付で普通株式の第三者割当を実施しております。

募集株式の種類及び数 普通株式 22,500 株

これにより、発行済株式の総数は 5,183,850 株となっております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発行決議日		2014年6月26日
新株予約権の数		390個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 3,900株 (注) 1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格		新株予約権1個あたり 2,500円 (1株あたり 250円) (注) 1
権利行使期間		2016年6月27日～2024年6月26日
行使の条件		(注) 2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 390個 目的となる株式数 3,900株 保有者数 2名

		第3回新株予約権
発行決議日		2017年11月14日
新株予約権の数		2,530個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 25,300株 (注) 1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格		新株予約権1個あたり 2,500円 (1株あたり 250円) (注) 1
権利行使期間		2019年11月1日～2027年10月31日
行使の条件		(注) 2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,530個 目的となる株式数 25,300株 保有者数 3名

		第 5 回新株予約権
発行決議日		2018 年 4 月 17 日
新株予約権の数		2,030 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 20,300 株（注） 1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格		新株予約権 1 個あたり 2,500 円 （1 株あたり 250 円）（注） 1
権利行使期間		2019 年 11 月 1 日～2027 年 10 月 31 日
行使の条件		（注） 2
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 2,030 個 目的となる株式数 20,300 株 保有者数 1 名

		第 7 回新株予約権
発行決議日		2019 年 9 月 27 日
新株予約権の数		1,460 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 14,600 株（注） 1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格		新株予約権 1 個あたり 7,000 円 （1 株あたり 700 円）（注） 1
権利行使期間		2021 年 9 月 28 日～2029 年 9 月 27 日
行使の条件		（注） 2
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 1,460 個 目的となる株式数 14,600 株 保有者数 5 名

（注） 1. 2019 年 12 月 20 日付で 1 株につき 10 株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

[第1回新株予約権の行使条件]

- ① 新株予約権者の行使期間中の各年（6月27日から翌6月26日まで）において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとする。なお、新株予約権者が、当該行使期間内に行使できる新株予約権の全部又は一部を行使しない場合には、当該各年の新株予約権の残余について次年度以降に繰り延べることができない。
- ② 新株予約権者のうち当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれでもなくなった場合は、権利行使ができない。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の権利行使に係る行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- ⑤ 新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認められない。
- ⑥ その他の条件は、当社株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

[第3回新株予約権の行使条件]

- ① 新株予約権者の行使期間中の各年（11月1日から翌10月31日まで）において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとする。なお、新株予約権者が、当該行使期間内に行使できる新株予約権の全部又は一部を行使しない場合には、当該各年の新株予約権の残余について次年度以降に繰り延べることができない。
- ② 新株予約権者のうち当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれでもなくなった場合は、権利行使ができない。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ いずれの場合においても権利行使に係る行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

[第5回新株予約権の行使条件]

- ① 新株予約権者の行使期間中の各年（11月1日から翌10月31日まで）において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとする。なお、新株予約権者が、当該行使期間内に行使できる新株予約権の全部又は一部を行使しない場合には、当該各年の新株予約権の残余について次年度以降に繰り延べることができない。
- ② 新株予約権者のうち当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれでもなくなった場合は、権利行使ができない。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ いずれの場合においても権利行使に係る行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

[第7回新株予約権の行使条件]

- ① 新株予約権者は、当社が提出した 2021 年 6 月期から 2029 年 6 月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の損益計算書に記載される売上高が金 18 億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ② 新株予約権者のうち当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれでもなくなった場合は、権利行使ができない。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ ただし、いずれの場合においても権利行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200 万円を超えてはならない。

(2) 当事業年度中において当社使用人に対して交付された新株予約権の状況

	第7回新株予約権
発行決議日	2019 年 9 月 27 日
新株予約権の数	5,890 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 58,900 株 (注) 1
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権 1 個あたり 7,000 円 (1 株あたり 700 円) (注) 1
権利行使期間	2021 年 9 月 28 日～2029 年 9 月 27 日
行使の条件	(注) 2
使用人への交付状況	新株予約権の数 5,890 個 目的となる株式数 58,900 株 従業員 60 名

(注) 1. 2019 年 12 月 20 日付で 1 株につき 10 株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、当社が提出した 2021 年 6 月期から 2029 年 6 月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の損益計算書に記載される売上高が金 18 億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ② 新株予約権者のうち当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれでもなくなった場合は、権利行使ができない。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ④ ただし、いずれの場合においても権利行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
3. その他の条件は、当社株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020 年 6 月 30 日)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐々木 勉	CEO
取 締 役	大淵 一正	情報システム戦略室長 CIO 情報システム戦略室担当
取 締 役	有森 正和	CF0 管理担当
取 締 役	市川 仁	製品開発運用本部長 CT0 製品開発運用本部担当
取 締 役	林 正寿	営業本部長 CS0 営業本部担当
取 締 役	小玉 博和	カスタマーサクセス本部長 CQ0 カスタマーサクセス本部担当
取 締 役	蓑 宮 武 夫	有限会社みのさんファーム 代表取締役 株式会社タムラ製作所 社外取締役 株式会社 TNP パートナーズ 取締役会長 株式会社シバソク 社外取締役 ほうとくエネルギー株式会社 代表取締役社長 株式会社パロマ 社外取締役 (注) 1、4
取 締 役	内 田 裕 子	有限会社ハーベイロード・ジャパン 取締役 金沢機工株式会社 社外取締役 工藤建設株式会社 社外取締役 (注) 1、4
常 勤 監 査 役	秋 好 徳 政	
監 査 役	永 津 洋 之	永津公認会計士事務所 所長 株式会社イボキン 取締役 株式会社 DL 取締役 株式会社国徳工業 監査役 税理士法人マインド・アーキテクト 代表社員 (注) 2、3、4
監 査 役	大 野 尚	ビッグ・フィールド・マネージメント株式会社 代表取締役社長 福岡大学経済学部 非常勤講師 株式会社ひみかな 取締役 事業構想大学院大学 特任教授 FUTAEDA 株式会社 取締役 (注) 2、4

- (注) 1. 取締役蓑宮武夫氏及び内田裕子氏は、社外取締役です。
2. 監査役永津洋之氏及び大野尚氏は、社外監査役です。
3. 監査役永津洋之氏は、公認会計士として、財務経理及び会計に関する職務経験が豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社と上記の法人等との間には、記載すべき重要な関係はありません。
5. 社外取締役の山形修功氏は 2019 年 12 月 11 日の臨時株主総会で退任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、年間 500 万円又は会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額のいずれかの高い額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の額の決定に関する方針

a) 役員報酬等の額の決定に関する方針の決定方法

役員報酬等の額の決定方針については、取締役会の決議により、監査役報酬等の額の決定方針は、監査役の協議により決定する。

b) 役員報酬等の額の決定に関する方針の内容

I. 役員報酬等の基本的な考え方

当社の役員報酬等については、株主総会で決議された総枠の範囲内で、当社の経営状況、各取締役の職責及び実績等を勘案し、取締役会の決議により、決定する。その算定方法及び業績貢献度合いに関する指標は定めておりません。

II. 役員報酬等の内容

イ) 取締役報酬

基本報酬で構成する。また、基本報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とする。

ロ) 監査役報酬

基本報酬のみで構成する。また、基本報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とする。

ハ) 基本報酬

各取締役の報酬については、取締役会の決議により決定し、各監査役の報酬については、監査役の協議により決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7 名 (1 名)	137,100 千円 (2,700 千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (2 名)	10,800 千円 (4,800 千円)
合 計 (うち社外役員)	10 名 (3 名)	147,900 千円 (7,500 千円)

- (注) 1. 上記の支給人員には、無報酬の取締役 1 名（社外取締役）を含んでおりません。
2. 上記報酬等の額のほか、2019 年 9 月 27 日開催の第 18 期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議し、取締役 7 名に対して 60,412 千円（うち退任取締役 1 名、2,566 千円）、監査役 1 名に対して 356 千円を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地位・氏名	出席状況及び発言状況
取締役 蓑 宮 武 夫	当事業年度に開催された取締役会 24 回のうち 24 回出席し、各部門からの報告事項等に対して同氏の経験を活かした人的ネットワークから得られる見識に基づく助言を行っております。
取締役 内 田 裕 子	社外取締役就任後に開催された取締役会 21 回のうち 19 回出席し、ダイバーシティ経営の観点を中心に当社の現状把握、課題の抽出を行っており、適宜助言を行っております。
監査役 永 津 洋 之	当事業年度に開催された取締役会 24 回のうち 24 回、また、監査役会 16 回のうち 16 回出席し、出席した取締役会及び監査役会において、会計の専門家としての知識や経験に基づき、適宜、有用な指摘をしております。
監査役 大 野 尚	当事業年度に開催された取締役会 24 回のうち 24 回、また、監査役会 16 回のうち 16 回出席し、出席した取締役会及び監査役会において、経営者としての知識や経験に基づき、適宜、有用な指摘をしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

(2) 当期にかかる会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 21,360 千円

② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 2,310 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

新規上場に係るコンフォートレター作成に関する業務であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、会社法第 362 条第 5 項の規定に基づき、同条第 4 項第 6 号並びに会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりです。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a) 企業の社会的責任を果たすため、Mission や Vision を社内外に対して示したうえで、役職員はこれを遵守する。
- b) 取締役会規程をはじめとする社内諸規定を制定し、規則に基づいた会社運営を行う。
- c) 取締役会は、取締役会等の重要な会議を通じて各取締役の職務執行を監督し、監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録を含めた取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間など管理方法を、各種法令に準拠し、文書管理規程に定めたうえで、適切に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a) 事業運営に関するリスクについて、毎年度の事業計画に反映し、リスク管理規程に基づき、経営のマネジメントサイクルのなかでリスクの統制を行う。
- b) 各取締役は、自らの分掌範囲のリスク管理について責任を持つとともに、全社横断的なリスクに対しては、必要に応じて、リスク管理担当役員とリスク管理推進委員に相談し、総合的な対応を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a) 事業計画において毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・分析評価のマネジメントサイクルを展開する。
- b) 各職位の責任・権限の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行う。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a) 行動規範、コンプライアンス管理規程の整備に加え、研修などを活用したコンプライアンス教育を実施し、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底する。
- b) 業務における適法・適正な手続き・手順を明示した社内規程類を整備し運用する。
- c) 適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、内部監査人による監査を実施する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができる。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a) 監査役補助使用人の職務執行について、取締役の指揮命令からの独立性及び監査役からの指示の実効性を確保する。
 - b) 監査役補助使用人の人事に関する事項については、監査役の意見を尊重する。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a) 監査役補助使用人の職務執行について、取締役の指揮命令からの独立性及び監査役からの指示の実効性を確保する。
 - b) 監査役補助使用人の人事に関する事項については、監査役の意見を尊重する。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - a) 法令の定めによるもののほか、重要会議へ監査役は出席する。
 - b) 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いを行わない。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役社長と監査役との定期的な意見交換などの実施や、内部監査人と監査役との緊密な関係などにより、監査役監査の実効性を高めるための環境整備を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行に関して

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令、定款、及び社内規程を遵守し、企業倫理に則って行動するように徹底しております。監査役会規程に則った取締役の職務執行の監査も十分に確保されております。当事業年度において取締役会を 24 回開催し、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行が行われております。

② リスク管理に関して

リスクの回避、軽減を行うため、役職員はリスク管理規程に基づき、業務上のリスクを積極的に予見し、迅速に報告することで適切に措置できるように徹底しております。また、当事業年度においてリスク管理状況を 4 回報告し、情報共有するとともに、リスクの重要性を評価しており、さらに、内部監査担当による監査も実施し、適法・適正な業務運営が行われていることの確認を行っております。

③ コンプライアンス体制に関して

法令や定款に違反する事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生又は発生する恐れがあるときは、速やかに監査役に報告できる体制を整え、全社に周知しております。また、報告したことにより人事評価等で不当な扱いを受けないようにしており、監査役による監査も行っております。また、役職員に対してコンプライアンス教育を実施し、法令・企業倫理の遵守を徹底するようにしております。

④ 監査役の職務の執行に関して

監査役監査の実効性を高めるため役職員の監査役監査に対する理解を深めるように努め、内部監査担当や会計監査人と連携し、適正な監査業務を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。当社は、業績の更なる改善を図ることにより、企業価値の一層の向上を目指しております。また、積極的な IR 活動を推進することにより、当社の経営方針・戦略・業績等を市場にタイムリーに伝えるよう努めてまいります。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を進めてまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主各位に対する利益還元である配当と、将来の事業展開や財務基盤強化のための内部留保とのバランスを保ちながら、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

しかしながら、成長過程にある当社では、内部留保資金を、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図りつつ、各事業年度の経営成績や配当性向を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針です。

なお、当社は会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

また、配当を行う場合、当社は中間配当及び期末配当の年 2 回を基本的な方針としております。

貸 借 対 照 表

(2020 年 6 月 30 日現在)

単位：千円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【 流 動 資 産 】	【 1,091,498 】	【 流 動 負 債 】	【 618,904 】
現 金 及 び 預 金	930,634	買 掛 金	45,075
売 掛 金	114,723	未 払 金	104,543
前 払 費 用	43,955	未 払 費 用	41,966
そ の 他	2,184	未 払 法 人 税 等	21,150
		預 り 金	1,959
		前 受 収 益	358,722
		賞 与 引 当 金	45,487
【 固 定 資 産 】	【 244,990 】	【 固 定 負 債 】	【 13,066 】
(有 形 固 定 資 産)	(38,236)	長 期 前 受 収 益	13,066
建 物	30,666		
工具、器具及び備品	7,570		
(無 形 固 定 資 産)	(147,066)		
ソ フ ト ウ ェ ア	113,503		
ソフトウエア仮勘定	33,562	負 債 合 計	631,970
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(59,688)	純 資 産 の 部	
出 資 金	10	【 株 主 資 本 】	【 704,518 】
長 期 前 払 費 用	852	(資 本 金)	(100,000)
繰 延 税 金 資 産	22,640	資 本 金	100,000
そ の 他	36,185	(利 益 剰 余 金)	(604,518)
		その他利益剰余金	604,518
		繰越利益剰余金	604,518
		純 資 産 合 計	704,518
資 産 合 計	1,336,489	負 債 純 資 産 合 計	1,336,489

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

（ 自 2019 年 7 月 1 日 ）
（ 至 2020 年 6 月 30 日 ）

単位：千円

【 売 上 高 】		1,641,309
【 売 上 原 価 】		342,890
	売 上 総 利 益	1,298,419
【 販売費及び一般管理費 】		886,279
	営 業 利 益	412,140
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息	49	
雑 収 入	374	423
【 営 業 外 費 用 】		
上 場 関 連 費 用	9,768	
支 払 利 息	80	
為 替 差 損	219	
雑 損 失	535	10,603
	経 常 利 益	401,960
【 特 別 損 失 】		
固 定 資 産 除 却 損	2,605	2,605
	税 引 前 当 期 純 利 益	399,355
	法人税、住民税及び事業税	21,133
	法 人 税 等 調 整 額	60,179
	当 期 純 利 益	318,042

（注）記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

（ 自 2019 年 7 月 1 日 ）
（ 至 2020 年 6 月 30 日 ）

単位：千円

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	100, 000	286, 476	286, 476	386, 476	386, 476
当期変動額					
当期純利益		318, 042	318, 042	318, 042	318, 042
当期変動額合計	—	318, 042	318, 042	318, 042	318, 042
当期末残高	100, 000	604, 518	604, 518	704, 518	704, 518

（注）記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8 年～15 年
----	----------

工具、器具及び備品	3 年～12 年
-----------	----------

② 無形固定資産

自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年以内）に基づく定額法を採用しております。

(2) 引当金の計上基準

賞与引当金については、従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に係る支給見込額を計上しております。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③ 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(追加情報)

当社は、2019 年 9 月 27 日開催の第 18 期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」の全額を取り崩し支給しております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

28,918 千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

単位：株

株式の種類	当期首株式数	当期増加	当期減少	当期末株式数
普通株式	345,000	4,666,350	—	5,011,350
A 種優先株式	100,000	—	100,000	—
B 種優先株式	22,801	—	22,801	—
C 種優先株式	33,334	—	33,334	—
合計	501,135	4,666,350	156,135	5,011,350

(注) 1. 当期の増加株式数は、2019 年 12 月 2 日付で全ての A 種優先株主、B 種優先株主及び C 種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式を自己株式として取得し、対価として同数の普通株式を交付したことによるものです。また、2019 年 12 月 20 日付で普通株式 1 株につき 10 株の株式分割を行ったことによるものです。

2. 当期の減少株式数は、2019 年 12 月 2 日付で全ての A 種優先株主、B 種優先株主及び C 種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことによるものです。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)

普通株式

102,000 株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達は新株発行及び銀行等金融機関からの借入によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は短期間で決済されるものであります。また、一部の外貨建債務は、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、新規取引先等の審査を行っており、営業債権については取引先ごとに期日及び残高の管理を行っております。また、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングすることにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社では、各部署からの報告に基づき担当部署が適宜に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

単位：千円

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	930,634	930,634	—
(2) 売掛金	114,723	114,723	—
資産計	1,045,357	1,045,357	—
(1) 買掛金	45,075	45,075	—
(2) 未払金	104,543	104,543	—
負債計	149,618	149,618	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	13,855	千円
減価償却費	58,007	千円
その他	17,190	千円
繰延税金資産小計	89,053	千円
評価性引当額	△66,413	千円
繰延税金資産合計	22,640	千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

7. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 140円58銭

(2) 1株当たり当期純利益 63円46銭

(注) 当社は、2019年12月20日付で普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

(新株式の発行及び株式売出し)

当社は、2020年7月15日に東京証券取引所マザーズに上場いたしました。この株式上場に当たり、2020年6月11日及び2020年6月25日開催の取締役会において、以下のとおり新株式の発行について決議し、公募による新株式の発行については2020年7月14日に、第三者割当による新株式の発行については2020年8月12日にそれぞれ払込が完了しました。

この結果、資本金は347,572千円、発行済株式総数は5,183,850株となっております。

(1) 公募による新株式の発行

募集株式の種類及び数	普通株式 150,000株
発行価格	1株につき 3,120円
引受価額	1株につき 2,870.40円
払込金額	1株につき 2,312円※
発行価格の総額	468,000千円
払込金額の総額	430,560千円
増加した資本金及び資本準備金の額	増加した資本金の額 215,280千円 増加した資本準備金の額 215,280千円
払込期日	2020年7月14日
資金の用途	設備資金としてソフトウェア開発費、運転資金として勤怠システム開発に係る研究開発費、業務効率の改善費及び広告宣伝費に充当する予定です。

※この金額は、会社法上の払込金額であり、2020年6月25日開催の取締役会において決定された金額であります。

(2) 第三者割当による新株式の発行

(オーバーアロットメントによる株式売出しに伴う第三者割当)

発行する株式の種類及び数	当社普通株式 22,500 株
割当価格	1 株につき 2,870.40 円
割当価格の総額	64,584 千円
増加した資本金及び資本準備金の額	増加した資本金の額 32,292 千円 増加した資本準備金の額 32,292 千円
割当先及び割当株式数	野村證券株式会社 22,500 株
払込期日	2020 年 8 月 12 日
資金の使途	設備資金としてソフトウェア開発費、運転資金として勤怠システム開発に係る研究開発費、業務効率の改善費及び広告宣伝費に充当する予定です。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年8月25日

株式会社アイキューブドシステムズ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 渋谷 博之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飛田 貴史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイキューブドシステムズの2019年7月1日から2020年6月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1、監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針及び計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針及び計画等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正におこなわれることを確保するための体制」（会社計算規則131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2、監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020 年 8 月 25 日

株式会社アイキューブドシステムズ 監 査 役 会

常勤監査役 秋 好 徳 政 ⑩

社外監査役 永 津 洋 之 ⑩

社外監査役 大 野 尚 ⑩

以 上

株主総会会場のご案内



会場

西鉄イン福岡 2階Aホール

福岡県福岡市中央区天神一丁目 16 番 1 号

アクセス

- 地下鉄空港線・箱崎線 中洲川端駅 2 番出口 徒歩約 3 分
- 地下鉄空港線 天神駅 12 番出口 徒歩約 3 分
- 福岡都心 100 円循環バス「アクロス福岡・水鏡天満宮前」停留所 徒歩約 1 分
- タクシーで来場される場合は、「アクロス福岡前の西鉄イン」とお伝え下さい。

駐車場について

- ホテル専用駐車場がありますが、先着順のため駐車できない可能性があります。
 - 満車の場合は、ホテルより近隣の契約駐車場が案内されます。
-